

令和8年第2回千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度 募集要項

千葉市では、地域経済活性化及び夜間におけるにぎわいの創出のため、令和元年度から千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度を創設し、事業者の皆様が実施する事業を支援しています。

このたび、令和8年第2回千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度の募集を開始します。皆様からの魅力的な事業のご提案を期待しておりますので、ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

プレントリー期間：令和8年（2026年）3月6日（金）～4月6日（月）

※申請手続き（本申請）に先立ち、プレントリー（事前申請）が必要です。

本申請期間：令和8年（2026年）3月9日（月）～5月1日（金）

※千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度要綱（以下「制度要綱」という。）及び令和8年第2回千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度募集要項（以下「募集要項」という。）等をよく読み、記載例を参考に、適正な書類提出及び報告等を行ってください。

募集事業の対象期間：令和8年（2026年）7月1日（水）～令和9年（2027年）1月31日（日）

1 募集テーマ

夜の千葉市のまちめぐりコンテンツの創出

2 対象事業者

プレントリー（事前申請）を行った期日において、市税（延滞金を含む。）を滞納していない、次の各号のいずれかに該当する事業者とします。

（1）会社

会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。

（2）一般社団法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人をいう。

（3）一般財団法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般財団法人をいう。

（4）公益社団法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1号に規定する公益社団法人をいう。

（5）公益財団法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第2号に規定する公益財団法人をいう。

（6）商業団体

商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第5条第1項に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合及び経済事業を行う任意の団体で市長が認める者をいう。

(7) 特定非営利活動法人

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。

(8) その他市長が必要と認める団体（上記(1)～(7)以外の法律で定める法人など。）。

ただし、対象事業者として適格性を審査させていただきます。

※ただし、次のいずれかに該当する者は、対象事業者には該当しないものとし、支援期間終了までの間に、新たに次の各号のいずれかに該当した者は、将来にわたり対象事業者の資格を失うものとします。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者
- ②代表者又は役員が暴力団員である者
- ③暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
- ⑤宗教活動又は政治活動を目的とする者
- ⑥公序良俗に反する等、市長が不適当と認める者

3 対象事業

千葉市におけるナイトタイムエコノミー推進に資する事業で、次の各号に掲げる要件をすべて満たす事業とします。ただし、指定管理者又は公共施設を委託・基本協定の締結等により管理している者が、管理区域内のみで実施する事業は除くものとする。なお、令和7年度において本制度の支援を新たに受けた事業（以下「令和7年度新規支援事業」という。）においてはこの限りではない。また、会場とオンラインの参加を組み合わせたハイブリット開催をする場合は、オンラインならではの工夫や取組みを取り入れた事業が望ましい。

- (1) 当該事業に千葉市が共催していないこと。
- (2) 市内外からの誘客が見込める事業であること。
- (3) 千葉市内で行われること。
- (4) 事業の主たる実施時間帯が、日没から日の出までの時間帯であること（日没前からの継続コンテンツを含む。）。
- (5) 店舗等での通常の営業等ではなく、新規の事業であること、又は過去に開催したことのある事業にあっては、前回からの改善又は拡充をしていること。
- (6) 当該事業について、千葉市からの補助金、負担金等の財政的支援を受けていないこと。ただし、令和7年度新規支援事業で、前年度の結果及び千葉市若しくは千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会（以下「審議会」という。）からの指摘を踏まえた改善又は拡充をしている場合は、支援の対象とする。 ※令和6年度以前に本制度による支援を受けた事業や、市から他の財政的支援を受けたことのある事業の場合は、内容等の異なる別の事業であること。
- (7) 次年度以降は、参加者から徴収する料金又は協賛等にて、事業を継続できる見込みがあること。
- (8) 支援対象事業の周辺エリア等の回遊を促進するための創意工夫（支援対象事業の実施中又は実施後において、開催地及び周辺地域に、消費及びにぎわいを創出する工夫）がなされていること。

と。

(9) 開催場所等について、施設管理者等と事前協議し、開催可能であるかを確認すること。

(10) 当該事業の開催により、騒音や混雑等の影響が想定される開催場所周辺の住民や事業者等に、開催内容等を記載したチラシを配布するなどして事前周知をすること。

(11) 令和8年(2026年)7月1日から令和9年(2027年)1月31日までに完了する事業であること。

※ただし、次の①～③に掲げるすべての要件に該当する事業を新規の事業として申請した場合、申請要件を満たさないものとして受け付けないことがあります。

①令和7年度以前に、本制度による支援(以下「当該支援」という。)を受けた事業者又はその構成員が実施する事業

②当該支援を受けた事業と類似するものと市が判断する事業

③当該支援を受けた事業を、令和9年度に継続しない場合

例えば、次のような取組みを通じて、消費の拡大に繋げていただきたいと思います。

<事業提案のイメージ>

- ・夜間照明、プロジェクションマッピング、ステージ、屋台又はオープンバーの設置等によって、通常の景観の異なる空間を演出すること又は特徴的な建造物若しくは空間等の夜間利用を行う取組み。
- ・図書館、美術館などの文化施設を用いた、夜間ならではの文化的な取組み(夜の読書会や演劇等)。
- ・夜間の各種自然体験ツアー(星空ツアー等)
- ・事業者等が連携して行う夜間ならではの取組み(スナック・バー巡り、異業種交流会、街コン、ナイトバザール等)
- ・早朝のアクティビティ(宿泊を誘発できるもの) など



ちば富士見屋台横丁(令和元年度)



MAKUHARIBAY-PARKFESTA2022(令和4年度)



バー巡り(イメージ図)



異業種交流会(イメージ図)

<参考>◆千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援事業【URL】

<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/promotion/nighttime/index.html>

◆一般社団法人ナイトタイムエコノミー推進協議会【URL】<https://j-nea.org/>

4 支援内容

支援が決定した事業の抱える課題に対し、事業者に寄り添いながら一緒に課題解決に取り組み、自立を促すような支援を行います。

(1) 関係者調整

事業実施場所となる公共施設の施設管理者等との調整を支援します。

なお、プレエントリーの段階で、施設管理者等の連絡先が分からず、事前協議がお済みではない場合は、お申し出ください。連絡先をお伝えしますので、まずは施設管理者等と事前協議をしてください。

また、市が支援対象事業を後援します。

※公園や市の施設等を使用する際、市の後援が必要となる場合がありますので、施設管理者等にご確認ください。

(2) 補助金の交付

支援対象事業に要する経費を補助します。

ア 補助対象経費

(ア) ソフト事業

a 音楽・文芸・美術費 b 舞台費 c 印刷費 d 謝金・人件費 e 宣伝費
f 記録費 g 通信費 h 旅費 i 交通手段の確保に関わる経費

(イ) ハード事業

a 工事請負費 b 会場費・演出機材費 c 感染症拡大防止対策費

イ 補助金の額

(ア) 補助金の交付申請額

a 新規の支援対象事業

補助金の交付申請額は、補助対象経費の2分の1以内の額で、500万円を上限とします（千円未満は切り捨て。）。ただし、ソフト事業及びハード事業それぞれの交付申請額の上限は、250万円とします。

※過去に開催したことのある事業にあつては、前回からの改善又は拡充にかかる経費に限り、補助対象とします。

b 前年度支援事業（令和7年度支援事業）

補助対象経費の2分の1以内の額で、300万円を上限とします（千円未満は切り捨て。）。ただし、前年度に収益が生じた場合、300万円から収益分を差し引いた額を上限とします。

なお、ソフト事業及びハード事業それぞれの交付申請額の上限はありません。

※収益分とは、前年度の事業報告書（様式第10号の2）に記載の収入総額から支出総額を引いたものをいう。

（例）令和7年度事業収益200万円の場合

補助対象経費の1/2以内、上限100万円

※令和8年第2回募集時点でのものです。予算状況等により見直しの可能性がありますので、ご承知おきください。

(イ) 補助金の交付決定額

補助金の交付決定額は、予算の範囲内で、審議会の答申を受けて決定するため、交付申請額どおりにならない場合があります。

この場合においても、事業は当初計画どおりに実施することを基本としますが、申請額と交付決定額が著しく乖離するなど、実施が困難な場合は、市にご相談ください。

(ウ) 事前交付

制度要綱第16条の規定に基づき、交付決定額の1/2以内で、1回のみ、事前交付することができます。

(工) 補助金の額の確定

補助金の額の確定は、実績報告書及び必要な調査により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときに、補助金の額を確定します。

そのため、交付決定額どおりにならない場合がありますので、ご了承ください。

(3) プロモーション支援

支援対象事業は、市の後援事業となるほか、市の広報媒体等でのプロモーション支援を行うことを予定しています。プロモーション支援に当たり、過去に実施した際の写真やイメージパース等の提出のほか、掲載内容の確認等をお願いすることがありますので、申請の段階でご準備をお願いします。

以下は、プロモーションの例になります。広報の時期や状況により、実施できないこともありますので、ご承知おきください。

(例) プレスリリース、ちば市政だより、市ホームページ（イベントカレンダー）、ナイトタイムエコノミープロモーションWEBサイト、ラジオ告知、市が管理している施設や掲示板等でのポスター掲示など

5 本市施策のプロモーションへの協力について

本市の各種施策を広くPRするために、支援対象事業の実施に当たっては、次の事項についてご協力をお願いします。

(1) 事業者が作成する特設サイトやチラシなどに、ナイトタイムエコノミープロモーションWEBサイトのバナーやQRコード掲載を行う。

(2) 令和8年は、千葉開府900年記念事業として、各地域で様々な取り組みが行われる予定です。千葉開府900年記念事業との連携を図るため、以下の項目について、ご協力をお願いします。

ア 事業名を「千葉開府900年記念・〇〇〇」とする。

イ 各種広報物に千葉開府900年記念のロゴマーク及びキャッチコピーをつける。

ウ 千葉開府900年記念のメンバーシップ制度に登録する。

(登録いただける場合、千葉開府900年記念特設サイトへの掲載などの広報支援を実施します)

エ 事業実施時に、千葉開府900年記念の機運醸成になるような内容を追加する。

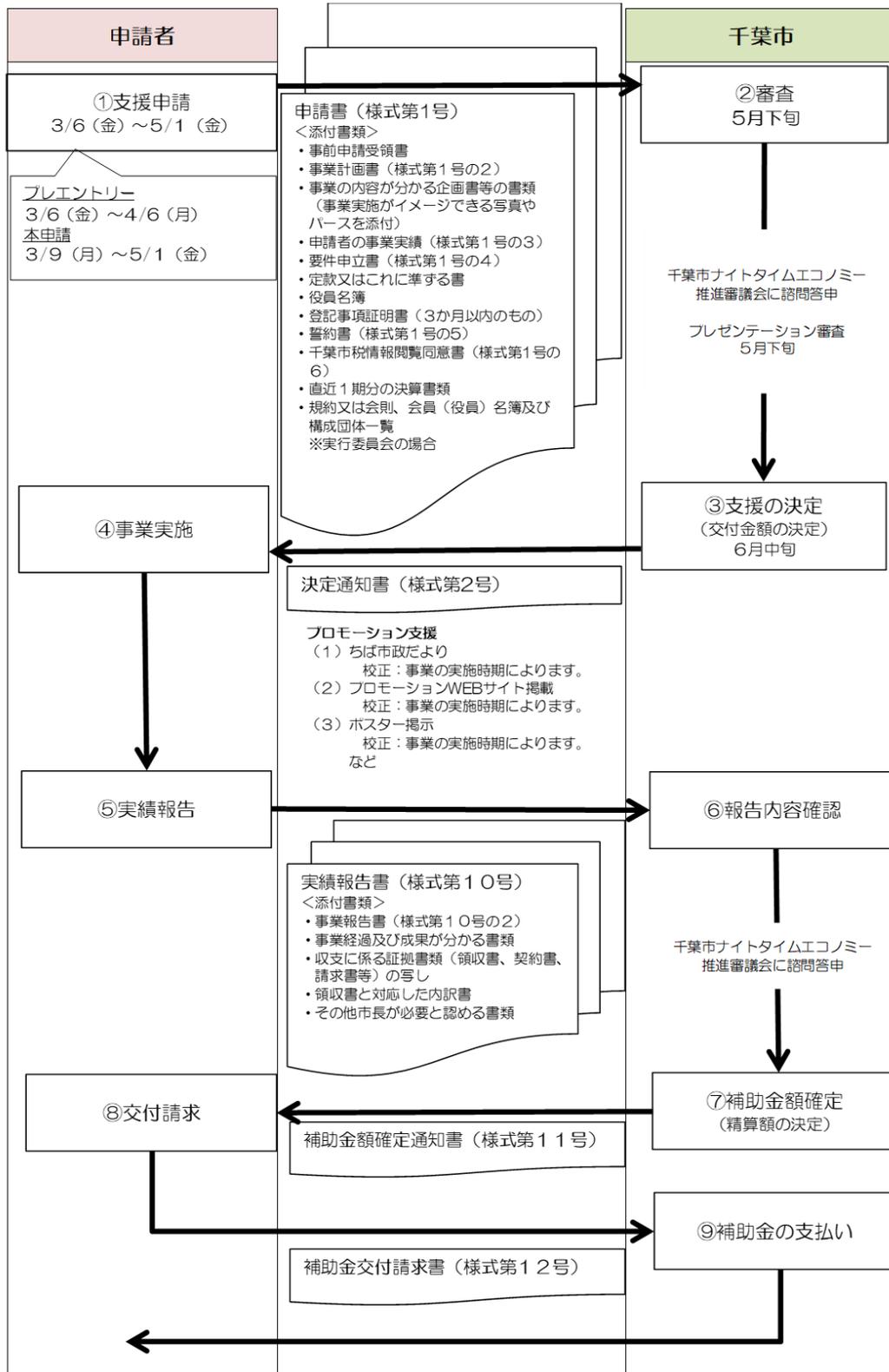
(例えば、イベントの会場に千葉開府900年記念のぼり旗を掲げるなど。のぼり旗は担当課が貸し出します。)



千葉開府 900年

千の葉に 時を刻んで 900年

6 申請の流れ



※支援決定後、事業の変更を行う場合【千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度要綱第11条】

提出書類：千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業補助金変更交付申請書 (様式第4号)

※支援決定後、事業の中止又は廃止を行う場合【千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度要綱第12条】

提出書類：千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業中止 (廃止) 承認申請書 (様式第7号)

※補助金の事前交付を希望する場合【千葉県ナイトタイムエコノミー支援制度要綱第16条】

条 件：1回のみ、交付決定額の1/2以内

提出書類：補助金事前交付請求書 (様式第13号)、決定通知書の写し、資金計画書

7 プレエントリー（事前申請）

申請手続き（本申請）に先立ち、プレエントリー（事前申請）が必要です。

（1）提出書類：1枚

令和8年第2回千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度事前申請書（以下「事前申請書」という。）

（2）提出期限

令和8年（2026年）4月6日（月）午後5時

（3）提出方法

メールによりご提出ください。（提出先：promotion.EAE@city.chiba.lg.jp）

8 申請手続き（本申請）

プレエントリーを行った事業者のみ、本申請をすることができます。

※行政手続の効率化・簡略化のため、申請書等への代表者による署名及び押印を省略することができます。その場合は、観光プロモーション課に申請に来た方が、当該法人に所属していることを確認するため、身分証等（当該法人が発行した身分証明書（社員証）等）の提示をお願いします。

（1）提出書類

ア 事前申請受領書

※アに掲げる書類は、千葉市が事前申請書を受領後、申請者にメールでお送りします。事前申請書を提出した日から1週間以内に事前申請受領書が届かない場合は、観光プロモーション課にお問い合わせください。

イ 申請書（様式第1号）

ウ 事業計画書（様式第1号の2）

エ 事業の内容が分かる企画書等の書類

※提出段階で確定していない事項は、「（予定）」と付記してください。

※事業実施がイメージできる写真やパースを添付してください。

オ 事業実績一覧表（様式第1号の3）

カ 要件確認申立書（様式第1号の4）

キ 定款又はこれに準ずる書類

※ただし、募集要項「2対象事業者（8）」に該当する場合は、規約又は会則を提出すること

ク 役員名簿

※ただし、募集要項「2対象事業者（8）」に該当する場合は、会員（役員）名簿及び構成団体一覧を提出すること

ケ 登記事項証明書（3か月以内のもの）

コ 誓約書（様式第1号の5）

サ 千葉市税情報閲覧同意書（様式第1号の6）

シ 直近1期分の決算書類

（2）提出期限

令和8年（2026年）5月1日（金）午後5時

（3）提出方法

持参によりご提出ください。

（提出先：千葉市 経済農政局 経済部 観光プロモーション課
千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟7階）

例年、期限内に提出されても不備が多く見受けられますので、お早めにご提出をお願いします。期限までに提出書類が整わない場合は、審査の対象外となりますので、ご注意ください。

9 審査

受付期間中に応募のあった事業について、審議会にて、審査を行います。補助申請額により審査方法が異なりますので、よくご確認ください。

評価は点数制とし、最も合計点数の高いものから順に支援を決定し、予算上限に達し次第終了になります。

(1) 審査の実施

ア 補助申請額100万円以上の事業

応募者ごとに時間を指定し、プレゼンテーション（10分程度）及びヒアリング（15分程度）により審査します。プレゼンテーションに参加できる人数は3人までとし、説明は提出書類を使用してください。（パソコンやプロジェクターは市で準備します。）

プレゼンテーションの詳細は以下のとおりです。

(ア) 日時

令和8年（2026年）5月下旬

※審査日については、別途、市からご連絡します。

(イ) 場所

千葉市役所 会議室

※審査会場については、別途、市からご連絡します。

(ウ) その他

応募多数の場合は、事前にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する事業の絞り込みを行います。なお、その場合は、プレゼンテーション時に説明を予定していた事項等を記載した書類の追加提出を求めることがあります。

イ 補助申請額100万円未満の事業

提出書類の内容を審査します。

※審議会から要望があった場合、市がヒアリングを行います。

(2) 審査員

千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会（委員数：6人 令和8年3月現在）

(3) 審査基準

審査に当たっては、次に掲げる評価項目ごとの評価の着眼点をもとに審査するものとする。

No.	評価項目	評価の着眼点 (主として評価する内容)	配点	計
1	企画力	・コンセプト 魅力的なストーリー、コンセプトを有しているか。	—	25
		・ターゲット ターゲット設定は適切であるか。		
		・開催場所の活用、創意工夫 地域性（開催する場所・地域ならではの魅力を生かす提案か。） 魅力的な景観の形成（場や空間の通常とは異なる景観演出をしているか。）		
		・新奇性 新規性、独創性があるか。		
2	消費につながる仕組み	・イベント内における消費につながる仕組み イベント参加者の増加や参加者の消費喚起に繋がる工夫をしているか。	10	25
		・地域との連携等による回遊を促進するための創意工夫 （事業の実施中もしくは実施後において、周辺地域に消費及び賑わいを創出する工夫）	15	
3	継続性及び 発展性	・継続性 次年度以降も事業を継続するための具体的な計画が検討されており、実現可能なものと判断されるか。	10	25
		・収支計画 収支計画が適正か、協賛金収入以外の収益源を確保しているか。	10	
		・参加者の声を聞く仕組み 事業を継続・改善・拡充するために十分な参加者アンケート方法等を有しているか。	5	
4	実現性	・運営体制 計画どおり実施可能な体制を有しているか。（関係者との協議が進んでいるか、悪天候への対応ができるか等。）	5	20
		・スケジュール 実現可能なスケジュールであるか。	5	
		・安全、安心 安全に事業が実施できる環境が整えられているか。また、地域住民等による事業実施への理解（事業実施への理解を得るため、開催場所周辺の住民等への周知を検討しているか。）	5	
		・類似事業実績	5	
5	プロモーション	・プロモーション内容 ターゲットに訴求する効果的なプロモーション内容及び方法を有しているか。	—	10
6	提案全体	・提案全般の魅力についての評価 ・プレゼンテーションでの対応など	—	5
合計				110

(4) 審査方法

- ア 審査員は、(3) 審査基準に基づいて審査をし、主として評価の着眼点の内容について、評価項目毎に採点する。
- イ 委員全員の合計点が6割以上に達したものを選定の対象とする。
参加申込者が1者のみの場合は、委員全員の合計点が6割以上に達した場合に選定対象とする。
- ウ 合計点が同点となった場合は、以下の評価手順により選定する。
 - (ア)「企画力」、「消費につながる仕組み」及び「継続性及び発展性」の項目の合計点が高いこと。
 - (イ) 委員の議決により、より多数の委員から選定されること。
- エ 応募事業が次の事項に該当した場合は、失格とする。
 - (ア)「企画力」、「消費につながる仕組み」、「継続性及び発展性」、「実現性」の各項目において、全委員中2人以上4割以下の評価となった場合
 - (イ) 評価項目ごとの委員全員の合計点で、2割以下の評価項目が1項目以上あった場合
 - (ウ) その他、事業を遂行するに当たり、著しい問題があると市が判断した場合
- オ 審査結果は、市ホームページで公表する。ただし、支援を決定した事業のみを公表することとし、申込者には別途郵送により通知する。申込者本人が自らの審査内容について開示を希望する場合は、通知日から2週間以内に観光プロモーション課へ来庁の上、その旨を申し出ることとし、その際は当該申請者が提出した事業計画における各評価項目の合計点を開示する。

(5) 結果通知

- ア 通知日
令和8年(2026年)6月中旬
※具体的な通知日については、別途、市からご連絡します。
- イ 通知方法
申請者に対して、支援の決定の有無に関わらず、通知書により通知するとともに、支援決定事業については、プレスリリース及び市ホームページで公表します。
公表にあたって、応募書類の一部を利用する場合がありますので、ご了承ください。

10 支援が決定した事業の変更等

支援が決定した事業の内容、補助対象経費又は遂行計画を変更する場合には、千葉市ナイトタイムエコノミー推進事業変更承認申請書兼補助金変更交付申請書(様式第4号)を市に提出してください。必要に応じて審議会で申請内容を審査し、承認の可否を通知します。中止または廃止する場合には、千葉市ナイトタイムエコノミー推進事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を市に提出してください。申請内容を審査した上で、通知書により通知します。

ただし、事業の趣旨及び目的に影響を及ぼさないと認められる変更であって、補助対象経費総額の20%に満たない経費の配分の変更については、この手続きを省略できるものとしますが、軽微な内容であっても変更が生じる場合は、市に報告してください。

11 実績報告

事業が終了したときは、下記(1)の提出期限までに、(2)の書類の提出により、実績報告をお願いします。審議会において、事業申請時、変更承認申請時又は状況報告時の計画どおりに実施しているか等について審議し、補助金の額を確定します。

例年、期限内に提出されても不備が多く見受けられますので、お早めにご準備をお願いします。期限までに実績報告が提出されない場合、補助金の支払いはできません。

(1) 提出期限

各支援対象事業の完了日の翌日を起算日とし、30日以内に必ず実績報告をお願いします。
(持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は締切日に必着)
※補助金の支払時期は、令和8年12月頃を予定しています。なお、支払時期はあくまでも目安であり、実績報告の審査状況等により、前後します。

(2) 提出書類

- ア 実績報告書(様式第10号)
- イ 事業報告書(様式第10号の2)
- ウ 事業経過及び成果が分かる書類
※事業の様子が分かる写真を添付してください。
- エ 収支に係る証拠書類(領収書、契約書、請求書、支出明細等)の写し
- オ 領収書と対応した内訳書
- カ その他市長が必要と認める書類

<実績報告提出に当たってのチェックリスト>

- 領収書の宛名は、申請者名となっているか。
- 領収書の但し書きは、正しく記載されているか。
- 領収書の日付は、交付決定通知日以降となっているか。
- 経費の内訳が判別できる資料(請求書等)が添付されているか。
- 経費の内訳は、一式とせず、項目・数量等が把握できるものであるか。

(3) 注意事項

- ア 事業の全部を委託することは禁止とする。
なお、事業の一部を委託する場合、申請者が責任を持って、収支を含む事業の細部にわたるまで管理すること。
- イ 事業報告書(様式第10号の2)の収支決算に記載した経費と、領収書の金額が一致するように注意すること。
- ウ 領収書は、経費内訳の確認ができる請求書などとあわせて提出すること。
なお、収支決算の記載順に並べて提出すること。
- エ 領収書は、必ず「宛名(申請者名)」及び「ただし書」が記載されたものを提出すること。また、領収日は、決定通知日以降のものであること。
- オ 出演料や日当、謝金等で個人に支払う経費についても領収書が必要であること。
- カ 期限内にすべての領収書の提出が難しい場合又は領収書が発行されない場合は、請求書など支払い内容が分かる書類と支出明細(請求書の宛名と支払者が同一であること)の一式を提出すること。
- キ 収支予算に対する収支決算を記載すること。予算立てをしていない支出が生じた場合は、制度要綱「別表 補助対象経費」と照らし合わせて、該当する支出項目であることを確認の上、記載すること。
- ク 領収書のない又は記載内容に不備のある経費は、補助対象経費から除外し、再計算すること。
- ケ ポイントを利用した場合、当該ポイント分を補助対象経費から除外すること。

12 補助金の支払い

原則として完了払いとします。補助金額確定通知書が届き次第、補助金交付請求書（様式第12号）を提出してください。補助金額交付請求書に基づき、補助金をお支払します。

13 事業の実施及び事務手続きを円滑に進めるための留意点

- (1) 事業の実施及び事務手続きに当たり、制度要綱や募集要項、関係法令及び会場の使用条件等の規定を遵守してください。特に、障害者差別解消法により、障害のある方への合理的配慮の提供が義務化されているため、ご留意ください。
- (2) イベントの式典等において、登壇者や発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りが無いよう努めてください。
- (3) 音響については、「千葉市における騒音に係る環境基準」の範囲内となるよう努めるとともに、「拡声器放送に対する規制」を遵守してください。
【URL】「千葉市における騒音に係る環境基準」
https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/sound_kankyokijyun.html
【URL】「拡声器放送に対する規制」
https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/documents/sound_leaf-kakuseiki.pdf
- (4) 食品については、徹底した衛生管理を行い、火気（発電機を含む）については、徹底した安全管理を行ってください。
- (5) 安全で安心な事業運営のため、会場内を定期的に見回るなど、安全の管理・確保を行ってください。なお、可能な限り警備員を配置するよう努めてください。
- (6) チラシやホームページ等に、主催者の電話番号などの連絡先を記載し、各種問い合わせや緊急時に対応できる体制を整えてください。
- (7) 補助金の交付決定に当たり、審議会の答申を受け、市から意見や要望を付す場合があります。その場合、付した意見や要望等に対する対応について、実績報告時に報告する必要があります。※意見や要望等を付した場合、市から内容及びその後の対応等について、お知らせします。
- (8) ナイトタイムエコノミー推進支援制度は、地域経済の活性化及び夜間におけるにぎわい創出のため、民間事業者の皆様が自主的に実施する事業を支援するものです。そのため、支援対象とした事業については、その制度趣旨に鑑み民間事業者間の公平性などの観点から、市長等特定の職の者が公的な立場において挨拶等のために出席を行わない取扱いとしております。あらかじめご了承ください。
- (9) 支援対象事業の実施状況の確認又は効果等の把握のため、市から主催者に対し、進捗状況の報告を求めることや、調査・ヒアリングを行うことがあります。
- (10) 本制度の広報活動又は支援対象事業のプロモーション支援のため、写真の提供や報告等を求めることがあります。
- (11) 支援対象事業の実績報告に当たっては、来場者数等の報告が必要ですので、数値の把握をお願いします。
- (12) 次年度以降の事業継続や、事業の改善・拡充に向け、参加者へのアンケート等により、意見聴取や分析を行うようお願いします。
- (13) 事業実施による周辺の店舗等への経済波及効果を把握するため、事業実施前及び実施後に当該店舗等へヒアリングを実施するなどして、客観的な数値が報告できるようお願いします。
- (14) 支援対象事業の実施に当たり、事故等が生じた場合には、直ちに市に報告してください。また、申請時の連絡先に変更が生じた場合においても、直ちに市に報告をお願いします。

- (15) 補助金の交付に関する一連の通知、関係する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等について、補助金の交付を受けた年度終了後、**5年間保存**してください。
- (16) 本制度の補助金により取得し、若しくは効用の増加した財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。
- (17) 本制度の支援終了後、制度に関することや次年度以降の事業継続等について、ヒアリング又はアンケートを実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

14 問い合わせ・提出先

千葉県 経済農政局 経済部 観光プロモーション課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所7階）

TEL：043-245-5066

FAX：043-245-5558

Mail：promotion.EAE@city.chiba.lg.jp

令和8年第2回千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度事前申請書

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市長

申込者 住 所
団 体 名
代表者職氏名
(連絡先電話番号) (担当名)
— —
(連絡先電子メールアドレス)
@

※記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

令和8年第2回千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度に事前申請したいので、次のとおり事前申請します。

1 事業名

(令和7年度に本制度の支援を受けた場合は、左記の にチェックをお願いします。)

2 開催日程

3 開催場所

4 支援を受けようとする事業経費補助の額

補助金額 千円、補助対象経費 千円 (千円未満切捨)

5 事業概要

※事業内容、経済効果及び周辺への波及効果、回遊を促進するための取組などをご記載ください。

※上記 にチェックを入れた場合は、昨年度からの改善又は拡充を含めて以下にご記載ください。